

日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について

区では、学校の教育活動が円滑に行われることを目的として、学校の管理下における児童・生徒の負傷・疾病について、保護者が医療費等の給付を受けられるよう児童・生徒を対象として日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しています。

1. 災害共済給付制度とは

学校管理下で起きた負傷・疾病の治療にかかった医療費に対して(独)日本スポーツ振興センターから給付金が支払われる制度です。申請方法の詳細については各校養護教諭にお尋ねください。

2. 共済掛金について

共済掛金は、保護者と区がおおむね1/2ずつ負担することになっていますが、品川区では全額を区が支払っています。(保護者の負担はありません。)

3. 給付の対象となる災害の範囲

「学校管理下で起きた負傷・疾病で※1医療費総額が※2500点以上かかったもの」

※1 医療費総額とは公的医療保険適用前の10割分の医療費

※2 1点10円。500点は5,000円(公的医療保険適用後1,500円)

- (1)負傷 学校の管理下において発生した事故による負傷
- (2)疾病 学校管理下の行為によるもののうち、学校給食に起因する食中毒、ガス等による中毒、熱中症、溺水、漆等による皮膚炎など
- (3)障害 負傷、疾病が治癒した後に残った障害
- (4)死亡 学校管理下の事故による死亡、突然死

4. 学校管理下とは

- (1)授業中(児童会活動、遠足を含む)
- (2)課外指導中(クラブ活動、夏季林間等)
- (3)休憩時間中に学校にいるとき
- (4)通常の経路、方法により登校、下校するとき

5. 給付の手続き(※書類を提出してから、通常3~4か月かかります)

負傷・疾病発生 →治療を受け自己負担額を支払う→学校から申請用紙をもらい、医師に記入してもらい →領収書と一緒に学校へ提出 → 月初に区の教育委員会からスポーツ振興センターに申請 →翌月初中旬にスポーツ振興センターで審査して給付額決定 →区の教育委員会へ給付通知 →学校へ通知 →学校から保護者へ給付(領収書の返却)

6. 給付の内容

(1)医療費

原則として、医療費総額(健康保険法により算定した額)の**4/10**が給付されます。これは、健康保険より治療を受けたときの自己負担額(医療費の3/10)に見舞金(医療費の1/10)を加算して給付しているものです。

※高額療養費について

健康保険の高額療養費支給制度により、自己負担額が一定限度額を超える場合、超えた分は加入健康保険組合から還付が受けられます。スポーツ振興センターは、自己負担限度額に総医療費の1/10を加算した額を給付します。(自己負担限度額は、保護者等の収入を基準にして変わります。区市町村発行の所得課税証明書等の提出が必要な場合があります。)

また、「入院時食事療養に係わる標準負担額(自己負担分)」も給付対象となります。

※治療用装具は自己負担が10割のため加入健康保険組合から7割の還付が受けられます。

(2)障害見舞金

障害の程度に応じて88万～4,000万円(ただし、通学中の災害は半額)

(3)死亡見舞金

3,000万円(ただし、通学中の災害及び突然死の場合は1,500万円)

(4)その他

柔道整復の施術料、治療用装具、生血料も4/10が支給されます。

※但し、柔道整復の施術料についてはこの支給割合が該当しない場合もあります。

7. 医療費の支給期間

医療費の給付は、支給開始後10年間給付を受けることができます。

8. 「災害共済給付金」と「子どもすこやか医療証」について

- ・「災害共済給付金」対象の場合は「子どもすこやか医療証」を使用しないようにお願いいたします。
- ・「子どもすこやか医療証」使用後に災害共済給付金の申請をした場合、重複支給防止のため、災害共済給付金(医療費総額の4/10)の受取後、区が自己負担額(医療費総額の概ね3/10)を差引いて支給します。

9. 給付の対象とならない場合

(1)医療費総額が**500点未満**の場合

(2)保険の適用を受けない治療を受けた場合

(差額ベッド代や保険外の歯科治療、初診時の特定療養費等は対象になりません。)

(3)加害者から損害賠償を受けた場合(交通事故など)

(4)生活保護受給世帯の場合、医療扶助を受けますので、スポーツ振興センターからの医療費の給付はありません。(障害見舞金、死亡見舞金は支給されます。)

(5)給付事由が生じた日から2年間請求しなかったものは、時効になります。

<お問い合わせ>

○各学校の養護教諭

○品川区教育委員会事務局 学務課 保健給食係 TEL 5742-6829

R4.12改訂